平成２３年（フ）第９２号
埼玉県越谷市南町１丁目21番34号　メナーアンビアンス南Ｉ201号、前住所埼玉県越谷市蒲生南町24番36号　212号
債務者　大西　宏和
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
埼玉県越谷市大字大泊650番地６
債務者　荻野恵美子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
埼玉県春日部市六軒町95番地７
債務者　長田　浩子（旧姓加賀谷）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１９７号
埼玉県草加市瀬崎町1379番地８　コーポ谷古宇Ｂ棟103号
債務者　鑓水亜也子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２９４号
埼玉県所沢市上新井３丁目29番地の１サンアベニュー池田１―108
債務者　荒川　邦明
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７７号
埼玉県熊谷市江波116番地63
債務者　松村　　明
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２４９号
札幌市西区発寒７条７丁目６番25号　５号棟
債務者　得地　範一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８６号
札幌市白石区本郷通13丁目北１番20―306号
債務者　今荘絵理華（旧姓伏見・関根）
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５７８号
札幌市白石区北郷４条４丁目21番16号
債務者　品田　邦温
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５８０号
北海道江別市東野幌本町26番地の３
債務者　坂本　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１９号
北海道標津郡中標津町東14条南６丁目１番地２
債務者　高橋　　潤
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４６号
札幌市南区澄川１条３丁目３番13―105号
債務者　近藤　　拓
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７０号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目５番８号
債務者　相川　　清
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７７１号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目５番８号
債務者　相川　幸夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８００号
札幌市豊平区平岸２条３丁目２番７号
債務者　阿部留里子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０９号
札幌市白石区川下４条３丁目２番29号
債務者　大川　清貴
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８２９号
札幌市白石区栄通１丁目８番10―205号
債務者　清水　建一
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで札幌地方裁判所民事第４部